

新設加算の考え方

○緩和した基準によるサービスは人員基準等を緩和するが、専門的資格を持つ職員を雇用したり、開業時間を長くすることなどにより、利用しやすいサービスが提供できる体制を有する事業所については、新設する加算で評価する。

新設加算のルール

- 事業所の体制(専門性または利用者への配慮)を評価するもの
- 現在の予防給付にある加算(既存の加算)と内容がかぶらないもの。
 - ※既存の加算を適用するかは別途判断
- 基本報酬に含まれていないもの
- 現行の介護給付にはあって、予防給付にはないものは、そもそも予防給付では発生しないものと考えられているため、採用しない。

新設する加算(案)について②

新設する加算の比較(加算の名称は仮称)

		現行介護サービス	現行予防サービス	緩和型サービス	区分
訪問	有資格責任者配置加算	専門性は本体報酬で評価(資格要件有)	同左	専門性を報酬算定時に本体報酬から差し引いたため加算で評価	専門性
	有資格者サービス提供加算	専門性は本体報酬で評価(資格要件有)	同左	専門性を報酬算定時に本体報酬から差し引いたため加算で評価	専門性
通所	送迎加算	本体報酬(できなければ減算)	本体報酬(減算まではない)	基本報酬算定時に本体報酬から差し引いたため加算で評価	利用者への配慮
	有資格管理者配置加算	専門性は本体報酬で評価(資格要件有)	同左	専門性を報酬算定時に本体報酬から差し引いたため加算で評価	専門性
	営業体制整備加算	営業体制の規定はないが、短時間営業では経営できない。(報酬的評価はなし)	現行介護サービスと並行営業しているため短時間営業はない	利用日、利用時間が限られる短時間営業の事業所の参入も考えるため、加算により区別化	利用者への配慮

報酬のイメージ

現行予防サービス

既存の
加算

基本報酬

訪問介護: 身体介護 + 生活援助
通所介護: 7時間程度 (ケアプラン分析より)

現行相当サービス (現行予防サービスと報酬・サービス内容は変わらない)

基本報酬

訪問介護: 身体介護 + 生活援助
通所介護: 7時間程度

緩和型サービス

※個々に
検討

基本報酬

訪問介護: ~~身体介護~~ + 生活援助
通所介護: **3時間**程度

新設す
る加算